

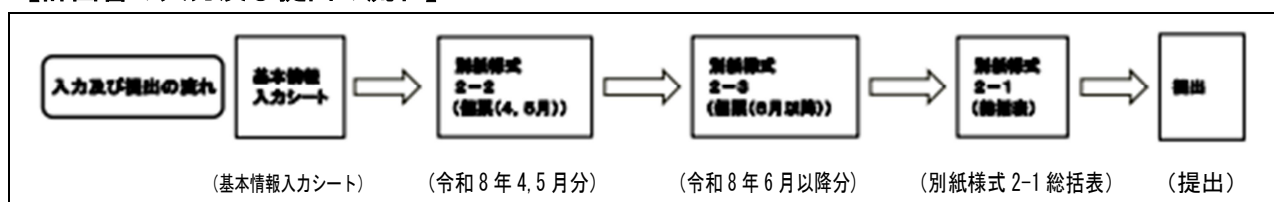
【提出期限等一覧表】

No.	令和8年度分の 算定開始時期	対象事業者	体制届出提出期限		処遇改善計画 書提出期限
			居宅系サービス	施設系サービス	
1	令和8年4月及 び5月から	令和8年4月以前から加算 の算定対象だったサービス (以下「従前サービス」と いう。)を運営する事業者	令和8年4月 15日まで <u>注1</u>	令和8年4月 15日まで <u>注1</u>	令和8年4月 15日まで
2	令和8年6月か ら	①令和8年6月に新規に対 象となるサービス(以下「新 設サービス」という。)のみ を運営する事業者 ②令和8年4月及び5月は 算定せず、令和8年6月か ら算定する従前サービスを 運営する事業者	令和8年6月 15日まで <u>注2</u>	令和8年6月 15日まで <u>注2</u>	令和8年6月 15日まで <u>注2</u>
3	令和8年7月以 降	福祉用具貸与、特定福祉用 具販売、居宅療養管理指導 (それぞれ予防を含む)以 外のサービス事業所を運営 する事業者	算定開始月の 前月の15日ま で	算定開始月の 1日まで	算定開始月の 前々月の末日 まで

注1：令和8年3月分までと算定区分に変更がない場合には提出不要。

注2：新設サービスと従前サービスの両方を運営している事業者については、「令和8年4月15日」が提出
期限。

【計画書の入力及び提出の流れ】



- ・ 従前サービスを運営している事業者は、令和8年4,5月分(別紙様式2-2)と6月以降分(別紙様式2-3)に入力し、令和8年4月15日までに提出する。なお、新設サービスも運営している事業者は、当該6月以降分を入力の上、合わせて令和8年4月15日までに提出する。
- ・ 新設サービスのみを運営している事業者は、令和8年6月以降分(別紙様式2-3)に入力し、令和8年6月15日までに提出する。なお、従前サービスを運営している事業者についても、令和8年4月及び5月分は算定せずに令和8年6月以降分のみ算定する場合には同様となる。